

トラストサービス検討ワーキンググループ中間取りまとめ（案） に対する意見募集の概要

「トラストサービス検討ワーキンググループ」（主査：手塚 悟 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授）において取りまとめた中間取りまとめ（案）について、令和元年 6 月 29 日（土）から同年 7 月 18 日（木）までの間、意見を募集したところ、以下の通り 31 件の意見提出があった。

今後、意見募集の結果を踏まえ、中間取りまとめを取りまとめる予定。

○提出意見：計 31 件（うち法人・団体等 22 件、個人 9 件）

法人・団体等の内訳については以下の通り。

<法人等：12 件>

セイコーホールディングス株式会社、株式会社帝国データバンク、
アマノセキュアジャパン株式会社、第一国際特許事務所、
セイコーソリューションズ株式会社、GMO グローバルサイン株式会社、
ドキュサイン・ジャパン株式会社、株式会社 TKC、三菱電機株式会社、
株式会社サイバーリンクス、牧野総合法律事務所、
株式会社コスモス・コーポレーション/株式会社 SmartHR/freee 株式会社（連名）

<団体：10 件>

一般財団法人日本データ通信協会、電子認証局会議、
トラストサービス推進フォーラム、一般社団法人日本経済団体連合会、
公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（2 件）、一般社団法人全国銀行協会、
一般財団法人日本情報経済社会推進協会、セキュア IoT プラットフォーム協議会、
日本トラストテクノロジー協議会/日本ネットワークセキュリティ協議会（連名）

○主な意見

総論：制度化の必要性、普及

- ・ トラストサービスは電子申請や電子取引・契約等において普及が期待されるが、それを提供する事業者や利用者にとって過度なコスト負担や不便を強いることの無いよう留意して検討を進めるべき。
- ・ トラストサービスの制度化において、その利用の判断は事業者・利用者の裁量と位置づけ、明示的・黙示的な強制とならないよう留意すべき。
- ・ 国際的な相互運用を見据えた制度設計が必要。
- ・ 電子署名法の技術標準については、リモート署名も含め、正当な標準化プロセスを経た技術標準を策定すべき。

個別論点

【リモート署名について】

- ・ リモート署名は、eIDAS では既に規格化されており、紙ベースでのプロセスの電子化に大きく貢献している。
- ・ どのような要件を満たせばリモート署名の場合に電子署名法第三条の推定効が働くか、法制度の観点から十分な議論が必要。

【組織を対象とする認証について】

- ・ e シールは国内の生産性向上に寄与するものであり、法制度を含めた検討を実施いただきたい。
- ・ e シールにより電子請求書の真正性が確保されることにより、詐欺等を抑制する効果が期待される。

【タイムスタンプについて】

- ・ 長期にわたって保存が求められる文章のデータの真正性を担保するため、タイムスタンプを用いた長期署名の枠組みの法的な整備が必要。
- ・ 知財保護に関してタイムスタンプは有効な手段となり得る。
- ・ 民間制度では国際的通用性が不明のため、法制度化が必要。